

1 里親・児童養護施設等で生活する子どもの状況

子どもが一般的な家庭で実親や学校、地域に見守られながら成長する過程では、家族のあり方や将来自立していくイメージを習得するとともに、基本的な生活習慣や金銭感覚、社会常識や学力等の自立していくために必要な能力を年齢に応じて身につけていくことが期待されます。

一方、里親や児童養護施設等には、保護者の疾病や児童虐待等により家庭で生活することが困難な子どもが児童相談所の措置により生活しており、入所までの家庭生活の中では保護者が働く姿を見ていない、手作りの食事を与えられない、学校に通えない、児童虐待等により他人を信じることができない等の状況に置かれていた児童も少なくありません。

こうした困難な状況の児童に対し、施設等では自立支援計画を作成し、一人一人の状況に応じて日常の生活支援や自立に向けた学習支援、生活習慣の習得等に取り組んでいますが、入所までの学習の遅れや保護者からの経済的援助が見込まれない中では、大学等への進学が困難となり、高校卒業後、18歳の退所と同時に就職と自立生活を余儀なくされる若者も多い状況にあります。

■年齢別措置児童数(平成29年6月)

学年等	児童数
就学前	87
小・中学生	185
高校生	77
その他	11
合計	360

■里親・児童養護施設等退所者の進路(平成27年度高校卒業者)

	退所者数	大学等	専修学校等	就職等
児童養護施設等	19	3	3	13
里親	8	0	2	6
計	27	3	5	19

2 施設等の子どもへの学習・就労等の支援の実施

(1) 施設等の入所者等への学習支援の充実

基礎学力の確実な習得には、低年齢時から学習習慣を身につけ、自分が理解できる段階から順を追って進めていくことが重要であり、児童の理解度や集中できる時間等に応じた基礎からの個別指導等が有効であると考えられます。

本事業により施設職員による基本的な生活支援に加え、福祉・教育に通じているNPOや地域人材等を活用し、それぞれの児童に合った学習支援が可能な環境構築を図ります。

ア 対象者

里親・ファミリーホーム・児童養護施設・児童心理治療施設・自立援助ホームに入所した小学生・中学生・高校生等

イ 対象経費

学習支援に必要な経費の実費

ウ 予算額

平成30年度 16,513千円

(2) 施設等の退所者等への大学等進学奨学金等の支給

施設等の子どもは親からの経済的支援が無い場合が多く、入所中から退所後に備えたアルバイト等により部活動をあきらめたり、受験勉強の時間にも影響している状況があります。

本事業により大学等への進学のための奨学金や資格取得経費の一部を支給することで、意欲・能力のある子どもが進学等を果たすことができる環境を整えます。

ア 授業料等に充てるための給付金

◆給付額 国公立学校 月額3万円 私立学校 月額5万円

イ 資格取得のための給付金

20万円を上限に厚生労働省の指定一般教育訓練講座の受講のために必要な費用を給付

ウ 対象者

里親・ファミリーホーム・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・自立援助ホームに入所した児童等で、高校卒業後3年以内に対象校に進学した者。

(資格取得給付については就職者も対象)

エ 予算額

平成30年度 13,760千円

(3) 川崎市社会的養護自立支援事業の実施

児童養護施設等に入所している児童は、原則として18歳(措置延長により20歳まで)になると施設等を退所し、多くの児童は親族等に頼ることなく自立した生活を開始することが求められます。

施設等の児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、民間事業者への委託により、就労や生活に関する相談支援等を実施します。

ア 対象者

里親・ファミリーホーム・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・自立援助ホームに入所した義務教育終了後の児童等

イ 事業内容

(ア) 自立に向けた生活相談・就労相談等の実施

委託事業者が支援コーディネータ・生活相談員・就労相談員を配置し、関係機関と連携しながら入所中から退所後まで児童へ寄り添い、自立に向けた継続的支援を実施します。

また、退所後も就労や自立した生活が継続できるよう、退所後5年間は関係性を維持しながら、継続して相談支援を実施します。

(イ) 20歳以降の居住支援・生活支援

特に支援の必要性が高い児童に対し、最長で22歳に達する日の属する年度末まで、施設等で生活しながら自立に向けた支援を行うために必要な居住費・生活費を支給します。

ウ 予算額

平成30年度 35,472千円